

休山新道Ⅱ期線 トンネルの事前調査に関する説明会を開催

説明会の概要

休山新道Ⅱ期線トンネルの事前調査に関する説明会を次の日程で行いました。
説明会では、休山新道の現在の状況と事前調査実施までのスケジュール、事前調査の概要説明、休山新道Ⅱ期線トンネルの概要等の説明を行いました。

- 長迫側：平成25年9月25日、30日
- 阿賀側：平成25年10月2日、3日



長迫側：説明会状況(平成25年9月25日)



阿賀側：説明会状況(平成25年10月2日)

国道185号 休山改良全体状況写真



①長迫側坑口



呉市街上空より
休山トンネル西側坑口を望む

②阿賀側坑口



阿賀上空より
休山トンネル東側坑口を望む

説明会で頂いた主な意見とその回答(Q&A)

1. 事業のスケジュールについて

Q1-1：いつからトンネル工事を行うのか。

A1-1：工事に伴う予算が確定すれば、工事発注の準備にかかる予定としています。

2. 事前調査(家屋、利水)及び補償について

Q2-1：家屋調査の範囲はどのようにして決めたのか。

A2-1：様々な文献を参考にして、トンネル掘削部から斜め上方向45°且つ、トンネル縦断方向(奥行き方向)をトンネル上端から地表面までの土の厚さが5D(Dは、トンネルの幅)とした範囲について、家屋調査を行う計画です。

Q2-2：家屋調査はどこを調査するのか。

A2-2：家屋調査は、住居・倉庫・工作物等の外壁、基礎、屋根、内壁、床、建具、外構(塀、土間等)を調査します。なお、駐車場や擁壁についても調査します。

Q2-3：今回作成する井戸台帳は、各戸に報告するのか。

A2-3：今回調査して作成する井戸台帳は、その調査表を各戸に渡します。

Q2-4：事前調査(家屋、利水)及び調査後の補償の流れについて教えて欲しい。

A2-4：・調査対象となった家屋・利水(井戸など)については、工事前(事前調査)及び工事後(事後調査)に行います。

また、工事中においても必要であれば個別に協議させていただきます。

・補償については、工事前(事前調査)及び工事後(事後調査)の結果を比較し、変化が有り、その原因が工事に起因すると判断されれば、個別に協議させていただきます。

Q2-5：事後調査が終了した後に何か影響が出た場合は、調査を行うのか。また、補償も行うのか。

A2-5：調査対象となった家屋・利水(井戸など)については、事後調査を工事終了時に行うこととしています。トンネル工事に着手し、工事終了するまで3~4年かかることから、工事による影響が発生する場合は、それまでに出るものと考えているので、事後調査は1回のみと考えています。ただし、事後調査後に状況の変化等気になることが有りましたら、連絡を頂ければ話しを伺います。

Q2-6：損害が発生した場合、補償金は、何の基準に基づいて算出されるのか。

A2-6：「公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領」および「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」等に基づき調査を行い、機能回復に必要な費用及び補修に必要な費用等を算出します。

3. 環境対策について

Q3-1：Ⅱ期線開通後に騒音対策を行うのか。

A3-1：開通後の交通・騒音状況を見て、検討したいと思います。

4. その他

Q4-1：今後、工事についての説明会は行われるのか。

A4-1：トンネル工事着手前に工事の説明会を開催する予定です。今後、工事発注後に具体的な施工方法を含め、工事説明会で説明させていただきます。

Q4-2：苦情やクレームは、呉市か国土交通省かどちらに連絡すればいいか。

A4-2：呉市又は国土交通省のどちらでも良いです。

**現在、事前調査(家屋、利水)を実施しています。
地域の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。**